

令和4年度介護に関する入門的研修事業実施業務委託仕様書

1 委託業務の目的

介護未経験者等が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に関わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施する。これにより介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護業務に関わる上での不安を払拭し、多様な人材の参入促進を図る。

2 委託業務について

(1) 概要

「介護に関する入門的研修の実施について（平成30年3月30日付け社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）（以下「通知」と言う。）」に定める、介護に関する入門的研修を実施する。

研修は集合研修及びオンライン（非リアルタイム動画配信）の両方で実施する。

受託者は研修の企画、広報周知及び運営等、研修実施に係る一切の業務を行うこととし、県はこれを支援するものとする。

(2) 業務内容

- ①研修の周知
- ②参加者の受付
- ③研修会場の確保（集合研修）
- ④研修資料の準備・作成
- ⑤研修の実施
- ⑥研修修了者の県への報告
- ⑦その他、研修の運営に係る業務

(3) 業務詳細（共通）

①対象者

宮崎県内に在住する介護未経験者（企業等で定年退職を予定している者、中高年齢者、子育てが一段落した者、地域住民、学生等）及び介護分野に就労している無資格者

②受講料

無料とする。

③その他

- ・研修修了者には県が修了証を発行するため、県に修了者名簿を提出すること。
- ・研修は基礎講座（3時間）のみの受講も可能とすること。
- ・参加者の募集にあたっては就労等ガイダンスを希望するか確認し、希望者がいる場合には県に報告すること。

(4) 業務詳細（集合研修）

①実施回数

県内の7圏域（宮崎東諸県／日南串間／都城北諸県／西諸県／西都児湯／日向入郷／延岡・西臼杵）で1回ずつ実施。

②実施日程

通知に定める21時間の研修を4日間で実施することを標準とする。連続した日程でなくとも可とする。

③その他

- ・ 1会場あたりの定員は20名、最小催行人数は5名を原則とすること。
- ・ 修了者の報告は、各圏域の研修が修了する毎に行うこと。
- ・ 就労等ガイダンスを希望する者がいる場合には研修終了後に宮崎県福祉人材センターによる1時間程度のガイダンスを実施するため、福祉人材センターと調整し、また、会場を確保すること。
- ・ 研修開催にあたっては適切な感染症対策を実施し、必要に応じて県と協議を行うこと。

(5) 業務詳細（オンライン研修）

①実施日程

委託契約の締結後3ヶ月を過ぎない日から開始し、令和5年2月28日まで実施

②実施方法

受講者は動画配信（非リアルタイム）及びテキストにより学習し、受託者が作成する試験に合格することで修了したものとみなす。

試験の内容は介護職員初任者研修・実務者研修の内容を参考に、適切な難易度を設定して作成し、事前に委託者に提出すること。

③その他

- ・ 修了者の報告は、月初めに前月中の修了者を一括して報告すること。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 委託料

6,054,051円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※研修の実施に係る経費を含む。

※委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払とする。

5 留意事項

- (1) 委託業務の遂行に関し、業務責任者を定めることとし、業務遂行体制を明らかにすること。
- (2) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書及び介護に関する入門的研修実施要綱（令和元年6月1日宮崎県長寿介護課定め）に定めのない事項については、県と協議を行うこと。
- (3) 介護職への就労を希望している参加者に対して提供できる就労関連等の情報があれば、可能な範囲で情報提供に協力すること。